

＜保健所＞

保健総務課

(単位:千円)

事業名	前年度予算額		令和7年度 予算額	左の財源 内 訳	事業概要説明
	当 初	補正後			
1. 衛生統計調査事業	1,074	617	2,509	国 2,509	厚生労働省において、政策の企画及び立案に必要な資料を得るために実施する保健衛生に関する各種調査について、保健所が国の委託を受けて実施する。
2. 総合保健対策事業	10,737	10,674	12,073	県 350	(1) 総合保健対策事業費 7,758 千円 地域・職域における健康づくりを進めるための連携会議の開催や献血事業に取り組むほか、看護職を確保するため、市内看護職養成学校への支援を実施する。 (2) 健康危機管理体制整備事業費 4,165 千円 健康危機事例発生時において、迅速かつ効果的な対応を行うため、平時より健康危機事例発生に備えた組織体制の整備と、大規模災害（原子力災害含む）が発生した場合に備えた市民啓発と情報提供、災害対策備品や医薬品の確保と維持を行う。 (3) 健康おおつ 21 推進事業費 150 千円 大津市健康おおつ 21（第 3 次計画）・第 4 次大津市食育推進計画専門部会を開催し、関係機関、団体との協働のもとにその総合的な推進を図る。 また、健康おおつ 21 応援団事業を推進し、地域や事業所等との連携による健康づくりをさらに推進する。
3. 医務薬務等指導事業	2,683	2,552	2,779	使 1,511	医療法、医薬品医療機器等法、毒物劇物取締法等に基づく許可及び届出に関する事務を行うとともに、医療機関や医薬品、毒物劇物等の販売・管理を行う事業者に対し立入検査や監視指導を行う。また、医療に関する苦情や相談等に対応するため、保健総務課内に「医療安全支援センター」を開設し運営している。 (1) 医療監視事業費 370 千円 (2) 会計年度任用職員雇用経費 2,057 千円 (3) 薬事指導事業費 323 千円 (4) 毒物劇物指導事業費 29 千円

事業名	前年度予算額		令和7年度 予算額	左 の 財 源 内 訳	事 業 概 要 説 明
	当 初	補正後			
4. すこやか相談所管理運営事業	94,141	72,699	151,656	国 18,923 県 4,833 諸 114 債 70,300	市民の健康増進を図るため、市内7ブロックごとにすこやか相談所を設置運営し、地域保健活動の充実を図る。 (1) すこやか相談所運営事業費 107,156千円 (2) 会計年度任用職員雇用経費 44,500千円
合 計	108,635	86,542	169,017	使 1,511 国 21,432 県 5,183 諸 114 債 70,300	

地域医療政策課

(単位:千円)

事業名	前年度予算額		令和7年度 予算額	左 の 財 源 内 訳	事 業 概 要 説 明
	当 初	補正後			
1. 地域医療確保支援事業	155,905	152,446	143,897	県 18,200	(1) 地域医療推進事業 30,795 千円 地域医療の一端を担う在宅医療の環境整備を進めるため、訪問看護・訪問診療体制強化事業や地域リハビリテーション支援体制整備事業を推進する。 (2) 医療確保対策事業 113,102 千円 夜間及び休日、地域に必要な医療体制(後方医療、小児救急医療、公的病院等運営、私的二次救急医療)を確保するため、関係機関に対して、それぞれ財政支援を行う。 また、地方独立行政法人市立大津市民病院の業務実績評価を行うため、地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会を運営する。
2. 地方独立行政法人市立大津市民病院運営支援等事業	1,653,536	1,653,536	1,781,141		地方独立行政法人法に規定する設立団体が負担すべき経費(法人の事業の経営をもって充てることが適当でない経費など)について、総務省からの通知に基づく運営費負担金を支出し、地域医療の確保を図る。
合 計	1,809,441	1,805,982	1,925,038	県 18,200	

衛生課

(単位:千円)

事業名	前年度予算額		令和7年度 予算額	左の財源 内 訳	事業概要説明
	当初	補正後			
1. 食環境整備事業	3,661	1,968	2,071	国 1,290 諸 137	健康おおつ 21 (第 3 次計画)・第 4 次 大津市食育推進計画に基づいた食育の推 進に取り組む。特定給食施設及び多数給 食施設において栄養管理が適切に行われ るよう、施設に対する計画的な栄養指導 を行う。また、国民健康・栄養調査を国 の委託を受けて実施する。
2. 生活衛生事業	50,703	48,474	11,172	使 815	興行場法、旅館業法、公衆浴場法、理 容師法、美容師法、クリーニング業法、 建築物における衛生的環境の確保に関す る法律、温泉法及び滋賀県遊泳用プール 条例に基づく営業施設の許可及び届出事 務並びに施設等に対する計画的な監視指 導 (立入検査等) 業務を実施するととも に生活衛生に係る啓発業務を実施する。 また、生活衛生関係営業施設等の申請 及び監視指導情報等を一元管理する生活 衛生等管理システムの運用・保守管理を 実施する。
3. 食品衛生事業	4,471	4,021	12,667	使 11,649	市内で流通する食品の安全性を確保す るために食品衛生関係施設に対して、食 品衛生関係法令※に基づく許認可事務及 び計画的な監視指導 (臨検及び収去) を 実施する。また、食品衛生意識の向上と リスクコミュニケーションを推進するた めの、最新の情報による事業者・消費者 啓発を実施する。 ※食品衛生関係法令: 食品安全基本法、 食品衛生法、食品表示法、食鳥処理法等
4. 検査事業	50,051	49,266	48,478	国 11 債 800	食品衛生法等関係法令に基づく流通食 品等の行政検査及び食中毒・感染症等発 生時の原因究明や拡大防止のための検査 を実施する。また、水質汚濁防止法等に 基づき事業場排水、公共用水域等の環境 検査を実施する。 その他、検査業務等を行うために必要 な機器類の適切な管理、点検及び更新業 務を実施する。
5. 動物愛護事業	29,598	25,558	12,886	使 613 諸 30 債 2,100	動物の愛護及び管理に関する法律等に 基づき許可及び届出事務並びに監視指導 業務、犬・猫の引き取り、保護等及び地 域猫活動支援に関する業務を実施する。
6. 狂犬病予防事業	9,200	9,246	8,357	使 8,357	狂犬病予防法に基づき、狂犬病予防注 射及び飼犬登録事務等の業務を実施す る。

事業名	前年度予算額		令和7年度 予算額	左の財源 内 訳	事業概要説明
	当初	補正後			
7. 公衆浴場運営補助 事業	5,100	4,568	5,100	県 1,950	地域住民にとって保健衛生上欠くこと のできない一般公衆浴場の経営安定と自 立を図るため、その実施した事業に対し て補助金を交付する。
8. 防疫衛生事業	45	45	45		市地域防災計画に基づき、災害時等に 防疫作業を実施する。
合 計	152,829	143,146	100,776	使 21,434 国 1,290 県 1,950 諸 167 債 2,900	

保健予防課

(単位:千円)

事業名	前年度予算額		令和7年度 予算額	左の財源 内 訳	事業概要説明
	当初	補正後			
1. 感染症予防事業	23,245	19,009	22,723	国 11,057	感染症の流行予測のため発生動向調査を実施する。また、感染症発生時は疫学調査、接触者の健康診断、保健指導を実施し二次感染の予防に努める。 感染症予防計画に基づき、関係機関と連携し研修会、訓練を実施する。
2. 特定感染症予防対策事業	17,769	26,015	5,637	国 2,776 県 10	エイズ予防対策として、啓発・HIV検査・相談を実施し、その他性感染症予防対策として梅毒・肝炎検査を実施する。また、薬害肝炎問題の対応として、肝炎治療特別促進事業の申請窓口事務を実施する。
3. 結核予防対策事業	11,588	10,182	7,695	国 1,047	結核の早期発見、蔓延予防及び患者の適正医療の確保のため、感染症診査協議会の運営、接触者健康診断、結核患者精密検査、服薬及び療養支援、私立学校等健康診断費補助事業を実施する。
4. 感染症医療療養費負担事業	10,419	42,990	6,898	国 4,821	感染症患者の医療費について、適正な医療の普及を図るため、入院の場合は医療に要する費用を、また通院の場合は必要な医療経費の95%に相当する額を公費負担する。
5. 予防接種事業	892,648	1,988,622	1,310,968	国 48,562 県 774	感染症の発生及び蔓延を予防するため、予防接種法による予防接種を実施する。ポリオ、麻しん風しん、五種混合(DPT・IPV [※])、四種混合(DPT・IPV)、三種混合(DPT)、BCG、日本脳炎、二種混合(DT)、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防、インフルエンザ(高齢者)、新型コロナウイルス(高齢者)、水痘、高齢者肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス感染症、带状疱疹(高齢者)
6. 新型コロナウイルスワクチン接種対策事業	20,403 (繰越明許費)	20,403 (繰越明許費)	0		
7. 難病患者地域支援対策推進事業	659	624	638	国 277	難病患者に対する適切な在宅療養支援が行われるよう、訪問相談事業、医療・介護関係者とのチーム支援体制の構築、在宅療養における課題を検討する会議の開催及び支援従事者を対象とする研修会等を開催する。また、災害時の個別避難計画の作成支援を行う。
8. 特定医療費(指定難病)支給認定事業	45	45	37	県 37	原因が不明で、治療法が確立していない難病のうち厚生労働省が指定した疾患について、医療費の公費負担申請窓口事務を実施する。

事業名	前年度予算額		令和7年度 予算額	左の財源 内 訳	事業概要説明
	当初	補正後			
9. 精神保健福祉事業	3,424	3,278	3,383	国 224 県 386	精神保健に課題を抱える方が、住みなれた地域で安心して暮らせるよう相談・支援体制の充実と、医療・保健・福祉関係者のチーム支援体制の充実に努める。 また、自殺対策計画を推進する。
10. 健康被害対策事業	11	11	11	県 3 諸 4	(1)被爆者対策事業 「原子爆弾被害者に対する援護に関する法律」に基づく医療費の給付、各種手当の支給に関する申請窓口事務、健康診断、原爆二世に対する健診案内、訪問介護費用の公費負担申請窓口事務を実施する。 (2)アスベスト対策事業 アスベストによる健康被害を受けられた方、又は、その遺族の方で、労働災害の対象とならない方に対して支給される救済給付の受付事務を実施する。
合 計	959,808 (繰越明許費) 20,403	2,090,776 (繰越明許費) 20,403	1,357,990	国 68,764 県 1,210 諸 4	

健康推進課

(単位:千円)

事業名	前年度予算額		令和7年度 予算額	左 の 財 源 内 訳	事 業 概 要 説 明
	当 初	補正後			
1. 総合保健センター 運営事業	148,832	147,564	155,122		総合保健センターは、「生涯健康都市大津」を目指し市民の健康保持・増進と保健サービスの一層の充実を図る。 人件費（15人） 101,738 千円 総合保健センター運営事業費 11,192 千円 会計年度任用職員雇用経費 16,658 千円 総合保健システム事業費 25,534 千円
2. 健康増進対策事業	137,131	188,255	141,239	使 588 国 2,976 県 11,627 諸 108,269	(1) 健康教育相談事業 234 千円 健康増進に関する正しい知識の普及や健康に関する個別の相談に応じること で市民の健康意識を高め疾病予防を図ることを目的に、健康教育及び健康相談を実施する。 (2) 健康推進事業 1,572 千円 市民の身近なところで健康づくりを行うため、地域の健康づくりリーダーである健康推進員を養成する。 (3) 基本健康診査事業 2,960 千円 生活保護受給者等を対象に、生活習慣病の早期発見・早期治療を目的とした健診を実施する。 (4) 歯科保健推進事業 7,656 千円 成人歯科保健対策として、歯周病検診（25 歳・30 歳・35 歳・40 歳・45 歳）と妊婦歯科検診を実施する。 (5) 肝炎ウイルス検診事業 11,323 千円 肝炎ウイルス感染者の早期発見を目的に、医療機関委託による個別検診及び集団特定健診と同時実施による集団検診を実施する。

事業名	前年度予算額		令和7年度 予算額	左の財源 内 訳	事業概要説明
	当 初	補正後			
2. 健康増進対策事業					(6)後期高齢者健康診査事業 113,410 千円 滋賀県後期高齢者医療広域連合から委託を受け、後期高齢者医療制度被保険者を対象とした健康診査を実施する。 (7)がん対策推進事業 3,357 千円 大津市がん対策推進条例の施行に伴う大津市がん対策推進基本計画に基づき、がん対策を推進する。 (8)受動喫煙防止対策事業 727 千円 健康増進法に基づき、各施設管理権原者等の受動喫煙防止対策の促進に向けて、啓発や指導等を行う。
3. がん検診推進事業	291,040	343,289	309,915	使 国 繰 38,334 8,995 16,122	各種がんの早期発見を目的に、医療機関委託による個別方式及び検診機関委託による集団方式によりがん検診を実施する。また、がん検診受診率向上対策として、受診券や無料クーポン券の送付等を実施する。 (1)胃がん検診事業 34,092 千円 (2)子宮頸がん検診事業 87,553 千円 (3)乳がん検診事業 46,274 千円 (4)大腸がん検診事業 43,921 千円 (5)肺がん結核検診事業 79,837 千円 (6)がん検診推進事業 18,238 千円
合 計	577,003	679,108	606,276	使 国 県 繰 諸 38,922 11,971 11,627 16,122 108,269	

2. こども未来部の主な事業の内容

こども・若者政策課（幼稚園に関するものを除く）

（単位：千円）

事業名	前年度予算額		令和7年度 予算額	左の財源 内 訳	事業概要説明
	当 初	補正後			
1. 児童福祉管理事業費	1,876	25,864	7,168 14,850 〔繰越明許費〕	債 5,400	こども・若者政策課内所管事業に係る事務費 1,679 千円 保育所用地等管理経費 5,489 千円
2. 青少年健全育成事業費	7,859	7,668	7,675	県 438	(1) 大津市青少年育成市民会議等補助金 7,193 千円 (2) 大津市青少年問題協議会開催経費 61 千円 (3) 中学生広場「私の思い 2025」開催経費 201 千円 (4) その他事業費 220 千円
3. 子ども・若者育成支援推進事業費	9,408	9,287	9,647		大津市子ども・若者総合相談窓口委託費 9,149 千円 大津市子ども・若者支援地域協議会開催等経費 498 千円
4. 児童委員活動推進費	19,987	19,518	19,987		児童委員 664 名の費用弁償
5. 子ども・子育て支援事業費	16,309	31,089	11,200	国 2,700 県 640	子どもや子育て家庭にとって必要な支援策を実施 (1) 児童福祉専門分科会・部会経費 701 千円 (2) 市立幼稚園再編計画審議会経費 657 千円 (3) 子育て支援アプリ運用保守管理経費 3,556 千円 (4) 幼児を対象とした多様な集団活動事業利用料補助金 1,920 千円 (5) 子ども食堂等支援事業費補助金 1,500 千円 (6) 大学等受験料助成金 2,120 千円 (7) その他事業費 746 千円
6. ファミリーサポートセンター運営事業費	14,545	14,545	12,100	国 4,033 県 4,033	仕事と家庭の両立・地域で子育てを助け合う会員組織の委託運営
7. 公立保育所等維持管理事業費	101,221	98,053	70,504	国 898 諸 133	公立保育所の維持管理業務に必要な経常的経費

項目 事業名	前年度予算額		令和7年度 予算額	左の財源 内 訳	事業概要説明
8. 公立保育所増築等 整備事業費	409,201 24,102 〔繰越明許費〕	402,635 24,102 〔繰越明許費〕	6,750	債 3,500	公立保育所の施設改修、増改築工 事を実施するための経費
9. 児童館運営費	125,427	119,911	132,343	国 9,496 県 7,259 諸 81 債 4,700	児童福祉法に基づく児童厚生施設 として児童館を市内6箇所に開設 対象は0歳～18歳未満の児童遊びを 通じて、児童の健全育成を図る (1)児童館運営費 30,749千円 (2)会計年度任用職員雇用経費 101,594千円
10. 地域子育て支援費	39,092	37,978	42,248	国 11,330 県 11,330 債 5,700	(1)子育て地域活動支援事業費 42,248千円
合 計	744,925 24,102 〔繰越明許費〕	766,548 24,102 〔繰越明許費〕	319,622 14,850 〔繰越明許費〕	国 28,457 県 23,700 諸 214 債 19,300	

子育てひろばゆめっこ

(単位:千円)

項目 事業名	前年度予算額		令和7年度 予算額	左の財源 内 訳	事業概要説明
	当 初	補正後			
1. 地域子育て支援費	106,865	108,252	66,405	使 13 国 10,121 県 6,256 諸 569 債 0	(1)子育てひろばゆめっこ運営事業費 12,461千円 (2)大津っ子みんなで育て愛全戸訪問 事業費 8,012千円 (3)子ども発達支援・療育推進事業費 739千円 (4)会計年度任用職員雇用経費 45,193千円

幼保支援課（幼稚園に関するものを除く）

（単位：千円）

事業名	前年度予算額		令和7年度 予算額	左の財源 内 訳	事業概要説明
	当 初	補正後			
1. 児童福祉管理事業	205,022	203,345	163,283	国 2,786	(1) 職員給与費(21人) 131,888千円 (2) 児童福祉管理事業費 2,218千円 (3) 会計年度任用職員雇用経費 29,177千円
2. 職員研修事業	1,559	1,585	1,493	国 538	公立、民間保育所職員及び地域型 保育事業職員を対象とした研修の実 施
3. 公立保育所運営 事業	2,041,882	2,061,476	2,113,957	分 41,887 使 69,859 国 24,124 県 20,298 繰 1,100 諸 4,739	(1) 職員給与費(185人) 1,121,860千円 (2) 公立保育所運営事業費 153,063千円 (3) 会計年度任用職員雇用経費 839,034千円
4. 子ども・子育て支援 事業	8,075	11,906	18,303	国 4,325 県 1,200	(1) 保育士確保プロジェクト関連
合 計	2,256,538	2,278,312	2,297,036	分 41,887 使 69,859 国 31,773 県 21,498 繰 1,100 諸 4,739	

保育入所課（幼稚園に関するものを除く）

（単位：千円）

事業名	前年度予算額		令和7年度 予算額	左の財源 内 訳	事業概要説明
	当 初	補正後			
1. 児童福祉管理事業	154,806	158,990	166,518	使 24 国 10,182 県 2,545	(1)職員給与費(18人) 120,688千円 (2)児童福祉管理事業費 30,557千円 (3)会計年度任用職員雇用経費 15,273千円
2. 民間保育所児童運営費・施設型給付等支給事業費	10,215,913	11,298,677	11,372,184	分 507,857 国 5,868,556 県 2,305,103	民間保育施設等に支弁する保育施設の運営に要する費用
3. 施設等利用費等支給事業費	81,497	85,348	80,907	国 40,453 県 20,226	施設等利用費のうち、保育に要する費用
4. 民間保育施設運営助成事業	1,785,362	1,884,000	1,838,623	国 176,623 県 246,359	民間保育施設に対する運営助成・補助金 (1)延長保育事業 (2)保育士資格等取得支援事業 (3)保育体制強化事業 (4)保育補助者雇上強化事業 (5)保育士等宿舍借上げ事業 (6)保育所等建物賃借料補助事業 (7)体調不良児対応型病児保育事業 (8)障害児等保育事業 (9)調理担当員配置事業 (10)保育環境充実保育士等特別配置事業 (11)保育内容充実支援事業 (12)保育所等用地賃借料補助事業 (13)保育士等処遇改善費補助事業 (14)食料品価格高騰対策事業費補助事業
5. 一時預かり事業	113,156	146,748	135,124	国 45,041 県 45,041	一時預かり事業を実施する保育施設等に経費の一部を補助することに要する費用
6. 病児保育事業	120,686	64,329	62,044	国 20,652 県 20,652	児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業を実施するために要する費用
7. 民間保育施設整備補助事業	0	62,013	242,606	国 215,620 債 21,500	民間保育施設を開設するための補助金
合 計	12,471,420	13,700,105	13,898,006	分 507,857 使 24 国 6,377,127 県 2,639,926 債 21,500	

子育て支援給付課

(単位:千円)

事業名	前年度予算額		令和7年度 予算額	左の財源 内 訳	事業概要説明
	当 初	補正後			
1. 女性相談事業	8,165	9,541	8,963	国 4,420	D V被害者及び要保護単身女性に係る相談や支援事業 (1) 女性相談員人件費 (2 人) 8,516 千円 (2) その他女性相談事業費 447 千円
2. 子ども家庭福祉対策事業	82,425	81,343	81,530		(1) 職員給与費 (11 人) 80,619 千円 (2) 子ども家庭福祉対策事業費 911 千円
3. 児童手当支給事業	6,025,994	6,019,842	7,787,065	国 6,279,614 県 733,310 諸 6	次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、高校生年代までの児童を養育する父母等に児童手当を支給している。 (1) 児童手当 7,746,235 千円 (2) 児童手当支給事務費 22,605 千円 (3) 会計年度任用職員人件費 (5 人) 18,225 千円
4. 母子、父子福祉対策事業	2,159	1,969	2,348	使 108	母子、父子家庭及び寡婦の自立促進と福祉の増進を図るため各種事業を実施 (1) ひとり親家庭福祉推進員活動謝礼 765 千円 (2) 母子福祉団体育成事業費 500 千円 (3) その他母子福祉推進事業費 1,083 千円
5. 援護金支援事業	540	552	648	繰 648	母子、父子家庭の児童の健全育成及び福祉の増進を図るため各種事業を実施 (1) 交通災害等遺児年金 648 千円
6. 児童扶養手当支給事業	1,110,690	1,130,676	1,177,427	国 384,165	父母等が離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している母又は父・養育者に対して手当を支給 (1) 児童扶養手当 1,146,402 千円 (2) 児童扶養手当支給事務費 15,927 千円 (3) 会計年度任用職員人件費 (4 人) 15,098 千円

項目 事業名	前年度予算額		令和7年度 予算額	左の財源 内 訳	事業概要説明
7. 母子家庭等自立支援 事業	27,075	19,092	28,406	分 7 国 15,090	母子家庭等及び寡婦が自ら進んで自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上を図るよう支援 (1)母子父子自立支援員人件費(2人) 7,925 千円 (2)自立支援教育訓練給付金 733 千円 (3)高等職業訓練促進給付金 18,536 千円 (4)高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金 150 千円 (5)その他母子家庭等自立支援事業費 1,062 千円
8. 母子家庭等就業・自立支援センター運営 事業	12,690	14,011	14,006	国 8,136 諸 40	母子家庭等就業・自立支援センターを設置し、就業支援員による就労相談、情報提供、就業支援講習会、特別相談(司法書士、弁護士)等を実施 平成26年度から直営 (1)就業支援員等 人件費(3人) 9,328 千円 (2)その他母子家庭等就業・自立支援センター運営事業費 4,678 千円
9. 母子生活支援施設 運営事業	88,986	54,059	88,711	分 19,232 国 26,974 繰 3,000 債 14,500	児童福祉法に基づき配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子とその児童の福祉が欠けると認めるとき入所させ福祉の増進を図る(生活支援施設「母と子の家しらゆり」の運営経費)平成23年度から指定管理者制度導入 (1)指定管理者管理委託料 51,269 千円 (2)身元保証人確保対策事業費 33 千円 (3)外壁改修工事請負費 36,289 千円 (4)その他母子生活支援施設運営事業費 1,120 千円

事業名	前年度予算額		令和7年度 予算額	左の財源 内 訳	事業概要説明
	当 初	補正後			
10. 母子生活支援施設 広域入所事業	43, 212	45, 604	44, 465	国 22, 232	本市の母子生活支援施設へ入所することが困難な母子家庭を他府県の母子生活支援施設に受入れを依頼し福祉の増進を図る
11. 母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	123, 000	123, 000	138, 000		母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭等や寡婦の経済的自立を図るため、貸付（修学資金、就学支度資金等 12 資金）償還業務を行う (1) 貸付金 76, 979 千円 (2) 貸付事務費 1, 960 千円 (3) 公債費 37, 812 千円 (4) 一般会計繰出金 19, 249 千円 (5) 予備費 2, 000 千円
12. 妊婦支援給付金支 給事業	244, 622	268, 998	246, 552	国 239, 545 県 3, 105	令和6年度まで、出産育児等の負担軽減を図る「経済的支援」として行ってきた「出産応援給付金」「子育て応援給付金」を支給する事業について、令和7年4月1日から子ども・子育て支援法が改正され、妊婦の負担軽減を図ることを目的に、「妊婦のための支援給付」が創設されたことに伴い、給付認定を受けた妊婦に対して支給する「妊婦支援給付金」へと移行する（令和6年度中に出産した者については、「出産・子育て応援交付金」により対応） (1) 妊婦支援給付金（経過措置含む） 240, 000 千円 (2) 事務費 2, 934 千円 (3) 会計年度任用職員人件費（1 人） 3, 618 千円
合 計	7, 769, 558	7, 768, 687	9, 618, 121	分 19, 239 使 108 国 6, 980, 176 県 736, 415 繰 3, 648 諸 46 債 14, 500	

児童クラブ課

(単位:千円)

事業名	前年度予算額		令和7年度 予算額	左の財源 内 訳	事業概要説明
	当 初	補正後			
1. 放課後児童健全育成事業	1,692,995	1,780,370	1,925,570	分 89,936 使 420,758 国 469,503 県 458,611	児童福祉法第34条の8第1項に規定する放課後児童健全育成事業の推進に要する経費 (1)職員給与費(7人) 54,778千円 (2)放課後児童健全育成事業費 230,143千円 (3)民間児童クラブ運営助成事業費 559,192千円 (4)会計年度任用職員雇用経費(児童クラブ支援員) 1,081,457千円

こどもの育ち支援課

(単位:千円)

事業名	前年度予算額		令和7年度 予算額	左の財源 内 訳	事業概要説明
	当 初	補正後			
1. 児童発達支援事業費	64,363	58,514	80,970	使 57,076 県 400 繰 1,300 諸 100 債 1,000	児童発達支援センター(やまびこ園定員40人、わくわく教室定員20人、のびのび教室定員40人、発達支援療育定員20人)の運営費
2. 児童福祉管理事業費	-	-	546,086	使 137,291 国 2,786 県 2,415	(1)職員給与費(51人) 265,964千円 (2)児童福祉管理事業費 4,831千円 (3)会計年度任用職員雇用経費 275,291千円
合 計	64,363	58,514	627,056	使 194,367 国 2,786 県 2,815 繰 1,300 諸 100 債 1,000	

こども発達相談センター

(単位:千円)

事業名	前年度予算額		令和7年度 予算額	左の財源 内 訳	事業概要説明
	当 初	補正後			
1. こども発達相談事業	8,057	8,036	7,414	国 282	発達障害の疑いのある子どもの早期発見、継続相談や支援、校園や関係部局との連携をすすめる子どもの発達に関する拠点施設として、3歳6か月児健診終了後の幼児から中学生までの発達に関する相談を実施する。 (1)発達相談・発達検査 専門職種（発達相談員、作業療法士、保健師など）が発達相談を受け、必要に応じて発達検査を実施する。 (2)小児科医による診察 発達等に関する診察を行い、支援や治療の方向性について助言する。 (3)校園との連携 校園との連携（訪問観察等）により、子どもの発達を支援、また発達障害に関する啓発等の研修を実施する。 (4)保護者支援 個別の保護者相談並びに学習会を実施する。

こども・子育て安心課

(単位:千円)

事業名	前年度予算額		令和7年度 予算額	左の財源 内 訳	事業概要説明
	当 初	補正後			
1. 家庭児童相談室 運営事業	110,910	119,441	126,557	国 35,303 県 13,288	児童に係る家庭での適正な養育と福祉向上のための相談事業 (1)職員給与（9人） 55,555千円 (2)家庭児童相談室運営事業 71,002千円
2. 子どもの居場所づくり事業	12,408	12,524	14,219	国 9,478	様々な要因により、孤独を感じたり支援を必要とする子どもたちが安心して過ごせる場所を提供し、学習支援や生活支援を行うことによって子どもの健全な育成に寄与する。
3. 子育て短期支援事業	5,043	3,074	4,143	国 1,375 県 1,375	家庭での児童の養育が一時的に困難になった場合に乳児院、児童養護施設又は、里親において養育する。
4. 助産扶助事業	7,651	10,775	7,651	分 694 国 3,477	児童福祉法に基づき、助産施設を指定し、安全で衛生的な出産を保障し、新生児の福祉を図る。
合 計	136,012	145,814	152,570	分 694 国 49,633 県 14,663	

母子保健課

(単位:千円)

事業名	前年度予算額		令和7年度 予算額	左の財源 内 訳	事業概要説明
	当 初	補正後			
1. 総合保健センター 管理運営事業	145,421	184,524			総合保健センター管理運営事業は、令和7年度より母子保健対策事業に移行。
2. 健康増進対策事業	574	515			健康増進対策事業は、令和7年度より母子保健対策事業に移行。
3. 小児保健対策事業	192,083	216,352	249,007	国 75,231 県 6,875 繰 100 上 4,900	(1) 乳幼児健診事業 44,468 千円 乳幼児に対し、心身の健康管理についての適切な指導を行うとともに、心身障害及び各種疾病や虐待等の支援の必要性を早期に発見して、早期対応や治療に結びつけることを目的として実施する。 (2) 会計年度任用職員雇用経費 64,201 千円 乳幼児健診に係る専門職を雇用し、円滑な事業推進を図る。 (3) 未熟児養育医療給付事業 26,797 千円 母子保健法に基づき、医療が必要な未熟児に対して養育に必要な医療の給付を実施する。 (4) 小児慢性特定疾病対策事業 113,541 千円 児童福祉法に基づき慢性疾病により長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾病に関する医療費助成を実施する。
4. 母性保健対策事業	377,402	335,588			母性保健対策事業は、令和7年度より、母子保健対策事業に移行。

事業名	項目 前年度予算額		令和7年度 予算額	左の財源 内 訳	事業概要説明
	当 初	補正後			
5. 母子保健対策事業	-	-	402,726	国 28,832 県 56,535 繰 200	(1)妊婦等包括相談支援事業 9,660 千円 妊娠期からの切れ目ない支援（伴走型相談支援）として、当該事業に関連する妊娠出産に関する教室、妊娠出産に関する相談、周産期保健医療連絡調整会議、産後ケア事業を行う。 (2)会計年度任用職員雇用経費 64,678 千円 伴走型相談支援等に係る助産師、事務職を雇用し、円滑な事業推進を図る。 (3)妊産婦健診事業 320,136 千円 妊産婦の健康管理の充実と経済的負担軽減を図るため、妊婦健康診査及び産婦健康診査の受診券による費用助成を実施している。また、妊婦健康診査は、受診券の補助上限額を超えて自己負担した費用（各受診券記載の内容に限る。）や基本健康診査で14回（多胎妊娠は19回）を超えた受診（出産予定日（40週0日）以降の医師等が必要と認めた受診に限る。）の費用を償還払により助成している。 (4)母子保健推進事業 3,729 千円 母子保健法や成育基本法にもとづき、母子保健を推進する教室や育児相談を行う。また多胎児を養育している保護者にはホームヘルパーを派遣して心身の負担軽減のために家事育児支援を行う。 (5)不育症治療費助成事業 514 千円 不育症の検査及び治療（アスピリン療法及びヘパリン療法に限る。）を受けた者に対し、費用の一部を助成することにより、その経済的負担を軽減する。 (6)母子保健管理事業 4,009 千円 母子保健課に関する管理経費
合 計	715,480	736,979	651,733	国 104,063 県 63,410 繰 300 諸 4,900	

民生委員児童委員

1. 民生委員児童委員
2. 主任児童委員
3. 地区別内訳
4. 図でみる民生委員児童委員
5. 民生委員児童委員活動状況
6. 大津市民生委員児童委員協議会連合会 名簿

民生委員児童委員

【民生委員・児童委員制度の沿革】

民生委員児童委員制度は、今日まで約 100 年にわたり、わが国の社会福祉事業において重要な役割を担ってきた。その発端をなしたのは、大正 6 年岡山県に創設された民間の篤志奉仕者の活動により、生活困窮者に対し、精神上、物質上の両面から援護指導を行い、個人及び社会の福祉向上を目的とする済世顧問制度である。

滋賀県においても、大正 10 年 2 月に滋賀県保導委員設置規程が公布され、各市町村に保導委員が配置されることにより、住民の生活の安定や就業斡旋、児童の保護等が行われた。

全国的に統一した活動が求められ、昭和 7 年にわが国で最初の組織的な救貧法としての救護法が実施されると、方面委員は救護事務の補助機関としての活動もすることとなった。昭和 11 年に方面委員令が制定され、はじめて全国統一的な方面委員制度が確立した。

第二次世界大戦後の昭和 21 年、方面委員令に代わって民生委員令が施行され、名称も民生委員と改められた。同年、新しい理念のもとに施行された生活保護法において、民生委員は法施行の補助機関となり、さらに昭和 22 年、児童福祉法の施行により児童委員を兼務することになった。昭和 23 年には民生委員法が施行され、制度として一応の完成がなされた。民生委員が生活保護法等の補助機関として位置付けられたことにより、当初の民間篤志奉仕者としての性格は、より公的な色彩が強まることになった。

しかし、戦後の社会福祉行政の進展に伴い、民生委員児童委員は民間奉仕者としての本来の姿に立ちもどって活動すべきであるとする気運が高まり、昭和 25 年の生活保護法の全面改正の際、生活保護法の協力機関に置きかえられ、さらに昭和 28 年、民生委員法の一部改正により、民生委員児童委員は「福祉事務所、その他関係行政機関の業務に協力すること」と規定され、公的社会福祉事業の協力者としての性格を明らかにされ、民間奉仕者としての本来の姿に戻った。

民生委員は民生委員法に基づき、各学区内申委員会より推薦され、大津市民生委員推薦会及び大津市社会福祉審議会を経て、厚生労働大臣より委嘱され、地域福祉の推進の原動力として活動されている。なお、民生委員は児童福祉法第 16 条第 2 項により児童委員を兼ねている。

民生委員児童委員は、民生委員法及び児童福祉法により職務や任期等が定められており、任期は 3 年で、令和 7 年 12 月 1 日に民生委員児童委員一斉改選を行う。

1. 民生委員児童委員

・趣 旨

民生委員児童委員は、それぞれ担当地域が決められており、その地域において社会福祉活動の推進者として、大変重要な役割を担っている。

民生委員児童委員の職務は、住民の立場で、生活困窮者や高齢者、児童、心身障害者等で援護を必要とする者の保護と指導にあたるとともに、福祉事務所、子ども家庭相談センター等の関係行政機関に協力することや、また、生活福祉資金貸付金に関する業務・証明事務にあたることとなっている。

・ 民生委員児童委員の職務

民生委員児童委員は、「3つの基本的な性格」を持って、地域活動を行っているボランティア。

➤ 自主性…常に住民の立場にたって、地域のボランティアとして自主的・主体的な活動を行う。

➤ 奉仕性…誠意を持ち地域住民との連帯感をもって、謙虚に、無報酬で活動を行うとともに、関係行政機関の業務に協力する。

➤ 地域性…担当区域を基盤として、適切な活動を行う。

民生委員児童委員の活動は、社会福祉を中心とした住民からの相談に応じ、その人らしい生活がおくられるように支援を行っている。

また、ボランティアグループ、NPO、社会福祉協議会などの団体、行政機関、住民の方々と協力し、地域での「支援ネットワークづくり」を進めるとともに、「子育て支援活動」、「ふれあいサロン活動」などの活動プログラムや社会福祉協議会などの団体と協力した「心配ごと相談事業」「生活福祉資金貸付事業」、行政への協力など様々な場面で「誰もが安心して暮らすことのできるまちづくり」を進めている。

こうした民生委員児童委員の活動は、【3つの活動の原則】と【7つの基本的な活動】のもとで行われている。

【3つの活動の原則】

- ・住民性の原則……自らも地域住民の一員である民生委員児童委員は、住民に最も身近なところで、住民の立場に立った活動を行う。
- ・継続性の原則……福祉問題の解決は時間をかけて行うことが必要。民生委員児童委員の交替が行われた場合でも、その活動は必ず引き継がれ、常に継続した対応を行う。
- ・包括、総合性の原則…個々の福祉問題の解決を図ったり、地域社会全体の課題に対応していくために、その問題について包括的、総合的な視点に立った活動を行う。

【7つの基本的な活動】

- ・社会調査活動……担当区域の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握する。
- ・相談活動……地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのる。
- ・情報提供活動……社会福祉の制度やサービスについての、その内容や情報を住民に的確に提供する。
- ・連絡通報活動……住民が、個々の福祉ニーズに応じた福祉サービスが受けられるよう関係行政機関、施設・団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をつとめる。
- ・調整活動……住民の福祉需要に対し、適切なサービスの提供が図られるように支援する。
- ・生活支援活動……住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制を作っている。
- ・意見具申活動……活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて民児協をとおして関係機関などに意見を提起する。

・ 定 数

大津市の定数は664名であり、各地区民児協別の定数は別表のとおりである。

2. 主任児童委員

- ・ 趣 旨

子どもをとりまく家庭や地域の環境が著しく変化し、「健やかに子どもを生み育てる環境づくり」が社会全体の大きな課題となり、児童委員への期待が高まるなか、平成 6 年 1 月より児童委員活動を強化推進する方策として、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が設置された。

その後、平成 13 年 12 月に児童福祉法の一部改正により、児童委員の職務の明確化、主任児童委員の法定化及び資質の向上が図られたところである。しかし、児童を取り巻く環境はますます厳しい状況にあり、特に児童虐待は大きな社会問題となっている。このため、平成 16 年 4 月に「児童虐待の防止等に関する法律」の一部改正、平成 16 年 12 月に「児童福祉法」の一部改正が成され、「地域で発生する個別事案について、地区担当の児童委員と調整の上、主任児童委員が主体的に事案を取り扱うことも必要である。」とされた。

主任児童委員は地区担当の児童委員と連携を密にし、より地域の福祉ニーズを敏感にとらえ地域での児童虐待の予防、早期発見のため、その活動に大きな期待が寄せられている。

- ・ 主任児童委員の職務

主任児童委員は原則として、区域を担当しないこととされており、関係機関との連携を密にし、区域を担当する児童委員との連絡調整を行い児童委員の活動の援助、協力を行うこととされているが、平成 16 年 12 月の法改正に伴い、主任児童委員は区域を担当する児童委員と連携を図りながら、主体的に個別事案の対応など、児童委員としての職務も行い得る。

- ・ 定 数

大津市の定数は 64 名であり、各地区民児協別の定数は別表のとおりである。

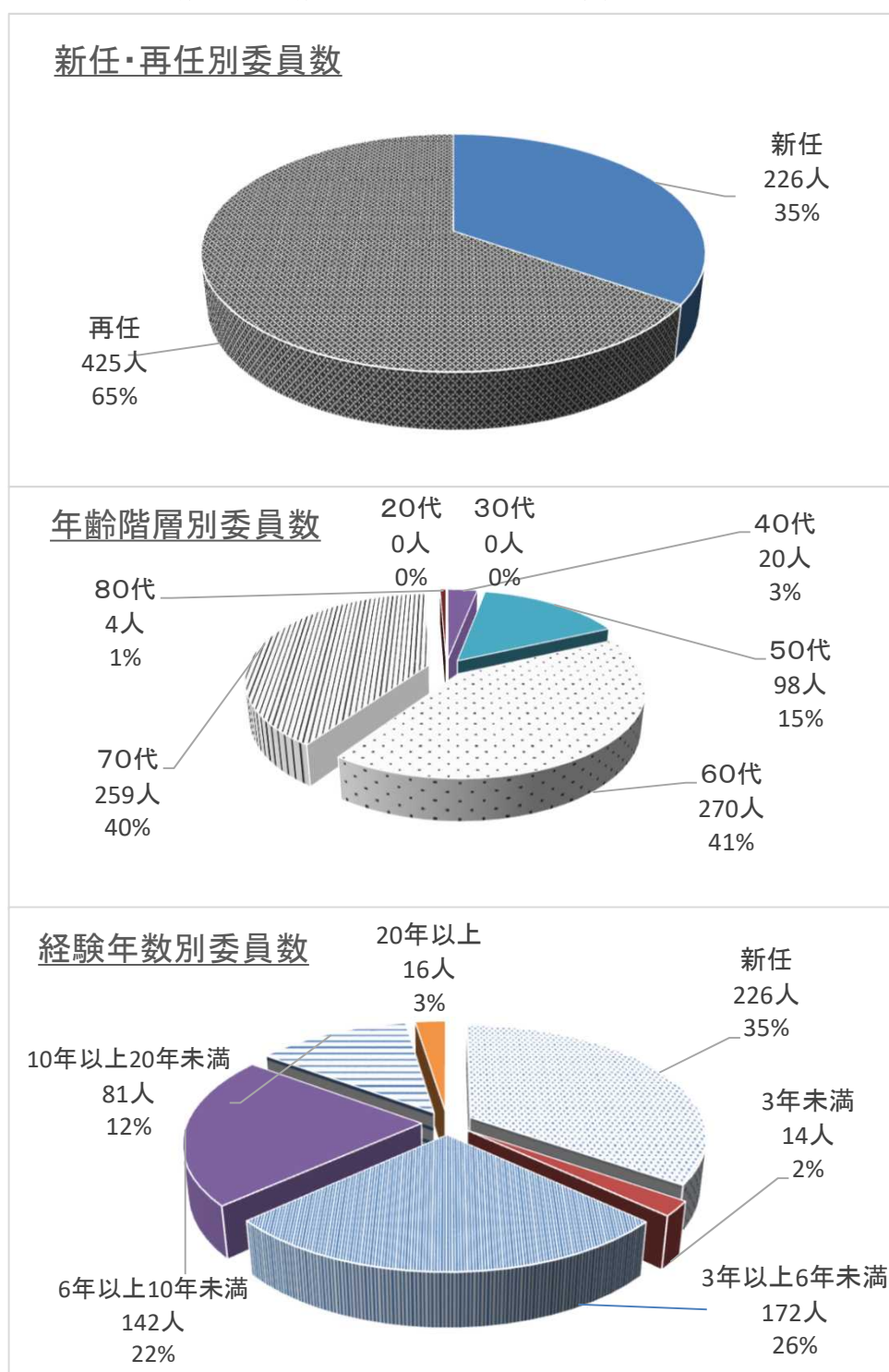
なお、主任児童委員は民生委員児童委員の内から指名されるため、民生委員児童委員の定数 664 名の内に含まれる。

3. 地区別内訳（定数）

（令和7年4月1日現在）

	地区	地区担当	主任児童委員	総計
1	小 松	9	1	10
2	木 戸	11	1	12
3	和 邇	17	2	19
4	小 野	12	1	13
5	葛 川	4	1	5
6	伊 香 立	11	1	12
7	真 野	10	2	12
8	真 野 北	14	2	16
9	堅 田	25	2	27
10	仰 木	6	1	7
11	仰 木 の 里	18	2	20
12	雄 琴	13	2	15
13	日 吉 台	8	2	10
14	坂 本	19	2	21
15	下 阪 本	13	2	15
16	唐 崎	25	2	27
17	滋 賀	27	2	29
18	山 中 比 叡 平	6	1	7
19	藤 尾	11	2	13
20	長 等	24	2	26
21	逢 坂	21	2	23
22	中 央	12	2	14
23	平 野	28	2	30
24	膳 所	34	2	36
25	富 士 見	14	2	16
26	晴 嵐	29	2	31
27	石 山	21	2	23
28	南 郷	17	2	19
29	大 石	11	2	13
30	田 上	17	2	19
31	上 田 上	8	1	9
32	青 山	14	2	16
33	瀬 田	19	2	21
34	瀬 田 南	27	2	29
35	瀬 田 東	21	2	23
36	瀬 田 北	24	2	26
合計		600	64	664

4. 図でみる民生委員児童委員(令和4年12月1日改選時)



前回改選時(令和元年12月1日との比較表)

	今回 (令和4年12月1日)	前回 (令和元年12月1日)
定数	664人	657人
委嘱数	651人	654人
男	296人	312人
女	355人	342人
新任	226人	221人
再任	425人	433人
平均年齢	66歳	66歳

5.民生委員児童委員活動状況

活動項目 \ 地区名			小	木	和	小	葛	伊	真	真	堅	仰	仰	雄	日	坂	下	唐
			松	戸	邇	野	川	香	野	野	田	木	木	里	琴	吉	本	阪
相談・支援件数	(内容別)	在 宅 福 祉 (1)	68	22	34	89	46	15	38	80	54	1	58	5	52	139	189	162
		介 護 保 険 (2)	6	18	3	8	2	4	19	4	4	0	7	2	1	11	32	21
		健 康 ・ 保 健 医 療 (3)	59	31	6	5	27	1	2	0	269	0	5	12	6	9	34	18
		子 育 て ・ 母 子 保 健 (4)	1	2	12	32	33	1	1	1	3	0	24	0	4	35	17	6
		子どもの地域生活 (5)	13	62	48	721	11	0	2	3	9	0	3	1	12	158	11	31
		子どもの教育・学校生活 (6)	10	9	118	6	8	3	4	13	21	0	20	0	6	120	13	5
		生 活 費 (7)	1	3	4	0	0	0	5	0	0	0	0	8	2	11	2	5
		年 金 ・ 保 険 (8)	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	1	2
		仕 事 (9)	0	1	0	0	0	0	0	4	1	0	0	0	0	1	1	0
		家 族 関 係 (10)	4	8	113	0	29	0	1	18	26	0	5	8	2	11	7	7
		住 居 (11)	5	8	1	0	20	0	1	4	4	0	4	1	5	5	1	4
		生 活 環 境 (12)	6	15	27	6	5	2	7	11	10	5	6	12	15	124	17	23
		日 常 的 な 支 援 (13)	145	9	121	6	120	12	65	5	15	5	26	212	39	287	45	32
		そ の 他 (14)	34	40	105	1,154	72	9	34	23	26	1	46	129	106	351	608	40
		計 (15)	352	230	592	2,027	373	47	180	166	442	12	205	390	251	1,263	978	356
	(分野別)	高齢者に関すること (16)	315	99	180	1,144	153	31	152	95	371	11	125	322	202	669	874	269
		障害者に関すること (17)	3	10	13	0	0	1	2	6	15	0	19	5	7	58	7	18
		子どもに関すること (18)	25	75	233	735	40	7	7	16	32	0	52	2	23	317	50	51
		そ の 他 (19)	9	46	166	148	180	8	19	49	24	1	9	61	19	219	47	18
		計 (20)	352	230	592	2,027	373	47	180	166	442	12	205	390	251	1,263	978	356

※ (15)と(20)の合計件数是一致

その他の活動件数	調査・実態把握(1)	20	34	38	18	0	5	54	38	200	11	122	57	142	224	81	245
	行事・事業・会議への参加・協力(2)	119	300	411	192	191	417	387	463	930	108	752	543	377	347	501	592
	地域福祉活動・自主活動(3)	384	953	1,501	477	170	682	819	550	1,461	201	1,729	337	489	831	942	2,065
	民児協運営・研修(4)	206	438	754	493	35	479	698	581	1,066	361	756	554	354	456	660	1,362
	証明事務(5)	4	56	30	17	0	2	14	56	104	4	73	33	7	29	43	59
	要保護児童の発見の通告・仲介(6)	0	5	2	1	0	0	3	3	4	0	1	0	8	1	1	0

訪問回数	訪問・連絡活動(7)	488	2,565	1,467	2,275	113	843	639	716	2,503	286	1,347	559	871	1,316	989	1,342
	その他(8)	192	1,259	5,072	4,102	12	746	8,786	5,385	1,853	335	4,682	341	4,792	783	320	937

連絡調整回数	委員相互(9)	656	2,563	1,408	1,291	78	232	776	839	1,208	480	923	1,514	792	346	1,088	892
	その他の関係機関(10)	435	3,153	1,118	538	28	177	435	942	898	115	478	458	492	292	403	525

活動日数(11)	1,108	2,327	2,917	2,348	280	1,538	2,144	2,011	4,236	868	3,336	1,762	1,857	2,318	2,302	3,655
----------	-------	-------	-------	-------	-----	-------	-------	-------	-------	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------

＜令和6年度＞

滋 賀	山 中 比 叡 平	藤 尾	長 等	逢 坂	中 央	平 野	膳 所	富 士 見	晴 嵐	石 山	南 郷	大 石	田 上	上 田 上	青 山	瀬 田	瀬 田 南	瀬 田 東	瀬 田 北	合 計
70	73	9	65	259	28	72	123	29	25	112	89	18	25	21	117	19	66	24	62	2,358
9	4	3	3	16	17	30	58	10	8	13	7	8	11	0	8	12	31	9	26	425
18	6	5	53	42	11	18	1,039	15	59	80	9	1	3	3	141	6	17	15	18	2,043
2	6	0	6	8	0	12	32	2	5	145	3	3	0	4	16	1	6	1	23	447
4	0	0	11	82	2	20	41	5	5	57	8	1	0	2	10	3	21	1	25	1,383
2	1	0	10	32	0	84	20	2	0	206	7	10	0	2	26	0	13	3	27	801
12	0	0	1	2	4	16	32	7	0	19	6	2	50	8	1	3	8	1	16	229
0	0	0	0	0	1	27	32	1	1	8	0	0	11	0	0	0	2	0	2	94
0	0	0	1	1	3	6	24	0	0	3	1	0	9	0	0	0	0	0	0	56
3	2	0	3	2	24	40	89	17	3	55	14	0	19	0	11	8	7	2	5	543
10	1	2	4	8	27	5	52	0	7	12	3	0	16	0	0	4	8	12	1	235
8	11	19	28	29	19	15	41	12	17	61	5	1	20	1	6	5	20	9	33	651
69	21	197	35	382	239	353	398	91	31	144	76	3	329	0	62	54	96	14	60	3,798
24	61	94	94	398	18	80	350	113	154	255	42	8	64	0	63	16	2,057	19	89	6,777
231	186	329	314	1,261	393	778	2,331	304	315	1,170	270	55	557	41	461	131	2,352	110	387	19,840
186	146	289	222	925	358	626	1,728	255	232	549	196	33	455	20	373	105	2,150	78	240	14,178
2	5	5	4	21	4	9	30	0	18	51	11	0	46	2	2	2	26	4	21	427
9	2	0	29	115	2	115	151	13	16	440	17	14	0	8	50	5	71	8	71	2,801
34	33	35	59	200	29	28	422	36	49	130	46	8	56	11	36	19	105	20	55	2,434
231	186	329	314	1,261	393	778	2,331	304	315	1,170	270	55	557	41	461	131	2,352	110	387	19,840

321	108	55	100	225	130	747	1,323	270	263	124	118	33	28	19	6,493	123	100	583	163	12,615
447	457	297	552	279	307	790	1,032	274	570	665	362	197	332	117	668	802	494	592	565	16,429
895	504	338	753	505	938	1,953	1,654	1,436	1,171	570	605	922	556	424	1,894	1,409	1,663	1,232	1,175	34,188
821	512	534	1,018	685	729	1,499	1,136	414	948	1,241	919	479	824	539	1,448	1,476	706	1,227	908	27,316
19	21	6	45	40	33	57	185	15	42	38	3	15	21	6	10	17	42	9	104	1,259
2	2	0	9	0	0	2	27	4	3	4	0	0	0	1	0	0	5	0	7	95

2,822	424	1,194	973	1,813	1,113	2,848	4,425	3,679	1,849	1,812	783	1,175	1,211	615	698	2,961	4,159	2,244	3,097	58,214
1,196	134	582	1,490	663	5,949	1,898	20,459	623	2,737	1,474	1,502	64	2,237	280	1,312	4,070	2,324	1,155	566	90,312

1,524	263	261	808	1,543	1,085	1,322	4,507	387	672	696	1,252	1,126	2,483	594	4,446	3,410	1,374	2,217	1,119	46,175
730	252	182	547	564	410	910	2,898	291	266	524	632	344	963	342	1,270	1,446	1,197	1,285	900	26,440

3,062	1,245	1,308	2,785	3,060	2,365	4,856	4,993	2,660	3,441	3,452	2,474	1,614	2,707	1,331	3,115	4,361	3,027	3,865	3,831	94,559
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------

6. 民生委員児童委員協議会連合会 名簿

(令和7年7月1日現在)

大津市民生委員児童委員協議会連合会			
会 長	山川 すゑ子	副 会 長	田 中 弘 道
副 会 長	佐 竹 扶 佐	副 会 長	福 田 正 彦
副 会 長	伊 東 豊	副 会 長	梅 田 道 廣
会 計 理 事	渡 邊 尚 美		
地区民生委員児童委員協議会			
地 区	会 長	地 区	会 長
小 松	川端 美保子	藤 尾	中 川 順 子
木 戸	中 井 良 宣	長 等	寺 澤 捷 三
和 邇	赤 井 幸 夫	逢 坂	福 田 正 彦
小 野	渡 邊 尚 美	中 央	小 島 和 代
葛 川	宮 田 清 彦	平 野	小 孫 文 男
伊 香 立	伊 藤 和 昭	膳 所	庄 清 治
真 野	森 秀 俊	富 士 見	伊 東 豊
真 野 北	松 田 眞 人	晴 嵐	北 村 充
堅 田	田 中 弘 道	石 山	大 久 保 智
仰 木	上 坂 景 一	南 郷	山 川 すゑ子
仰 木 の 里	安 井 稔 浩	大 石	中 尾 文
雄 琴	佐 竹 扶 佐	田 上	平 尾 信 和
日 吉 台	呉 屋 之 保	上 田 上	東 郷 安 弘
坂 本	三 津 川 進	青 山	上 田 敏 子
下 阪 本	松 田 正 明	瀬 田	谷 本 み ち の
唐 崎	井 上 裕 治	瀬 田 南	横 田 茂
滋 賀	朝 日 千 鶴 子	瀬 田 東	梅 田 道 廣
山中比叡平	小 山 秀 樹	瀬 田 北	松 田 正 人

障害者（児）の福祉

1. 身体障害者、知的障害者及び精神障害者福祉
2. 手当、社会的事業所運営費補助等
3. その他、市の単独事業等
4. 大津市立障害者通所施設
5. 障害者福祉センター

障 害 者（ 児 ）の 福 祉

障害者施策については、障害がある人も障害がない人と同じように生活できる環境を確保するノーマライゼーションの理念を前提としつつ、環境を用意するだけではなく、障害がある人も社会の仲間
に包み込む「ソーシャル・インクルージョン」の理念の重要性を踏まえ、保健、医療、福祉はもとより、教育、就労さらには生活環境や防災などのまちづくりも含めた様々な分野において、施策の展開が求められている。本市においても、障害福祉施策を総合的に推進するため、一体的な計画として「おおつ障害者プラン＜大津市障害者計画、大津市障害福祉計画（第7期計画）、大津市障害児福祉計画（第3期計画）＞」を策定し、各種の施策の推進を図る。

1. 身体障害者、知的障害者及び精神障害者福祉

(1) 身体障害者手帳交付者数

(令和7年3月31日現在) (単位：人)

障 害 内 容	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
肢 体 不 自 由	1,448	1,385	1,157	2,011	1,168	630	7,799
視 覚 障 害	305	376	56	100	144	37	1,018
聴 覚 平 衡 機 能 障 害	65	280	123	291	18	458	1,235
音 声 言 語 そ し ゃ く 機 能 障 害	20	16	108	41	0	0	185
心 臓 機 能 障 害	1,724	22	621	600	0	0	2,967
腎 臓 機 能 障 害	1,260	1	6	6	0	0	1,273
呼 吸 器 機 能 障 害	75	5	123	46	0	0	249
膀 胱 、 直 腸 機 能 障 害	2	2	36	826	0	0	866
小 腸 機 能 障 害	6	0	1	4	0	0	11
免 疫 機 能 障 害	19	24	20	7	0	0	70
肝 臓 機 能 障 害	36	9	2	2	0	0	49
合 計	4,960	2,120	2,253	3,934	1,330	1,125	15,722

(2) 補装具の交付・修理状況

(令和6年度実績) (単位：件)

区 分	名称	義	装	盲 人 安 全 つ え	眼	義	補	車	電	歩	歩	姿	姿	そ	合
	交付 修理	肢	具		鏡	眼	聴 器	い す	動 車 い す	行 器	行 補 助 つ え	勢 保 持 装 置	勢 保 持 い す	の 他	計
身体障害者	交 付	10	77	38	18	14	89	44	9	2	5	18	0	3	327
	修 理	20	33	0	0	0	36	105	55	1	0	26	0	1	277
身体障害児	交 付	0	12	0	2	4	6	27	1	1	1	31	0	1	86
	修 理	2	5	0	0	0	19	22	1	0	1	18	0	1	69
計	交 付	10	89	38	20	18	95	71	10	3	6	49	0	4	413
	修 理	22	38	0	0	0	55	127	56	1	1	44	0	2	346
合 計		32	127	38	20	18	150	198	66	4	7	93	0	6	759

(3) 自立支援医療給付（令和6年度実績）

① 更生医療

腎臓機能障害	707 件
心臓機能障害	307 件
肢体不自由	232 件
その他	71 件

合計 1,317 件

② 育成医療

57 件

③ 精神障害者通院医療公費負担

6,480 件

(4) 日常生活用具給付状況

(令和6年度実績) (単位：件)

品目	居宅生活動作補助用具	紙おむつ	ストーマ装具	点字図書	聴覚障害者用通信装置	視覚障害者用時計	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害者用体重計	電気式たん吸引器	ネブライザ	入浴補助用具	移動・移乗支援用具	頭部保護帽	その他	計
身障者	1	3,516	6,592	1	5	5	18	4	4	33	12	14	10	7	113	10,335
児	2	2,063	0	0	0	0	0	0	0	7	0	5	5	1	20	2,103

(5) 知的障害者（児）数

知的障害者（児）数は、滋賀県療育手帳実施要綱に基づく療育手帳交付者数とする。

□療育手帳交付者数

(令和7年3月31日現在) (単位：人)

	A1(最重度)	A2(重度)	B1(中度)	B2(軽度)	計
知的障害児(18歳未満)	123	154	206	541	1,024
知的障害者(18歳以上)	387	381	692	956	2,416
合 計	510	535	898	1,497	3,440

(6) 精神障害者保健福祉手帳交付者数

(令和7年3月31日現在) (単位：人)

	1 級	2 級	3 級	計
18歳未満	3	46	38	87
18歳以上	293	2,584	996	3,873
合 計	296	2,630	1,034	3,960

(7) 障害福祉サービス費支給状況

(令和7年4月1日現在)

サ ー ビ ス 区 分			支 給 決 定 者 数 (人)						
			身体障害	知的障害	精神障害	児 童	難 病	合 計	
訪 問 系 サ ー ビ ス	居 宅 介 護	身 体 介 護	220	162	121	51	2	556	
		家 事 援 助	101	69	167	0	1	338	
		通 院 介 助	156	285	95	7	1	544	
		通院等乗降介助	3	0	2	0	0	5	
	重 度 訪 問 介 護	基 本	140	29	0	0	1	170	
		移 動 介 護	124	16	0	0	1	141	
	行 動 援 護	51	287	4	59	0	401		
	同 行 援 護	134	0	0	0	0	134		
訪 問 系 サ ー ビ ス 小 計			805	832	389	117	5	2,148	
施 設 入 所 支 援			50	84	5	0	0	139	
日 中 活 動	介 護	療 養 介 護	59	1	0	0	0	60	
		生 活 介 護	240	464	7	0	0	711	
	訓 練	就 労 移 行 支 援	11	44	82	0	0	137	
		就 労 移 行 支 援(養成施設)	0	0	0	0	0	0	
		就 労 継 続 支 援 A 型	28	97	86	0	0	211	
		就 労 継 続 支 援 B 型	159	486	571	0	6	1,222	
		機 能 訓 練	4	0	1	0	0	5	
		生 活 訓 練	1	38	22	0	0	61	
		宿 泊 型 自 立 訓 練	0	1	0	0	0	1	
		就 労 定 着 支 援	3	39	43	0	1	86	
	放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	0	0	0	1060	0	1,060		
	児 童 発 達 支 援	0	0	0	298	0	298		
	医 療 型 児 童 発 達 支 援	0	0	0	0	0	0		
	居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	0	0	0	3	0	3		
	保 育 所 等 訪 問 支 援	0	0	0	45	0	45		
	通 所 施 設 小 計			446	1,169	812	1,406	7	3,840
	訓 練 等	共同生活援助(グループホーム)		76	360	128	0	0	564
	短 期 入 所			155	362	17	93	0	627
相 談 支 援	計 画 相 談 支 援		469	1,117	567	6	3	2,162	
	障 害 児 相 談 支 援		0	0	0	1,063	0	1,063	
	地 域 移 行 支 援		0	0	0	0	0	0	
	地 域 定 着 支 援		2	1	29	0	0	32	
	自 立 生 活 援 助		0	1	12	0	0	13	
相 談 支 援 小 計			471	1,119	608	1,069	3	3,270	
合 計			2,062	3,927	1,959	2,685	15	10,648	

(8) 地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき、市が主体となって実施する各種サービス事業

- ① 障害者相談支援事業（委託相談事業、相談支援機能強化事業、基幹相談調整センター事業）
福祉サービスの利用援助、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介等、総合的な相談支援事業を委託。うち、主任相談支援専門員を配置する4事業所には、専門的支援を行う相談支援機能強化事業をあわせて委託し、障害者総合支援法に基づく基幹相談支援センター業務を連携して実施する。また、機能強化事業所のうち、やまびこ総合支援センター内生活支援センターでは、基幹相談調整センター事業を重ねて実施し、機能強化事業所の調整、障害者自立支援協議会の事務局機能を担う。

事業所名	所在地	電話番号(上段) FAX番号(下段)	備考
やまびこ総合支援センター 内生活支援センター	馬場二丁目 13-50	527-0486 527-0334	基幹相談調整センター 機能強化事業所 主として知的障害者、児童 に対応
精神障害者地域生活支援 センター オアシスの郷	桜野町一丁目 10-5	510-5725 510-5726	機能強化事業所 主として精神障害者に対応
地域生活サポートセンター じゅふ	一里山二丁目 2-8	548-3511 548-3515	機能強化事業所 身体障害者、知的障害者、 児童に対応
障がい児者相談センター みゅう	大萱七丁目 6-43 びわこ共生モール 2F	548-7444 548-7144	機能強化事業所 主として知的障害者、児童 に対応
障害者生活支援センター いるか	におの浜四丁目 2-33 市立障害者福祉センター 内	527-2355 527-2355	主として身体障害者に対応
相談支援事業所ひびき	唐崎三丁目 1-15	578-5720 578-5740	主として知的障害者、児童 に対応
木戸障害者相談支援セン ター	木戸 709	592-8022 592-8018	身体障害者、知的障害者、 児童に対応
ブリッジ	真野二丁目 27-1	575-7858 575-7858	身体障害者、知的障害者、 児童に対応
相談支援センター すまいる・らふ	大萱四丁目 3-7	545-2525 545-2526	身体障害者、知的障害者、 児童に対応
そうだんオフィス	大萱七丁目 6-43 びわこ共生モール 2F	536-5543 548-7860	知的障害者、精神障害者に 対応
相談支援事業所ひなた	中庄二丁目 2-11	525-9520 525-3290	主として知的障害者、児童 に対応
らん相談支援事業所	本堅田二丁目 19-3	080-3809-9107 574-7195	主として児童に対応
相談支援事業所ぐっど	大江三丁目 11-17	543-6288 572-6233	主として知的障害者、児童 に対応
相談支援事業所トモ	穴太三丁目 2-12	572-5207 572-5207	身体障害者、知的障害者、 精神障害者、児童に対応

② 移動支援事業

重度障害者の外出時の移動支援を居宅介護事業所に委託して実施

- ・対象者 全身性障害者及びそれに準ずる者、視覚障害者、知的障害者、精神障害者
- ・利用限度 個別支援 30 時間/月、グループ支援 5 回/月、車両移送型支援 5 時間/月
- ・利用者負担 委託単価の 1 割相当額
(個別支援、グループ支援は、生活保護世帯と市民税非課税世帯は無料)

③ 日中一時支援事業

障害者（児）の介護を行う者の一時休息や就労支援のために、日中において一時的な障害者（児）の活動の場を確保する。

- ・対象者 日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者等
- ・利用者負担 委託単価の 1 割相当額（生活保護世帯と市民税非課税世帯は無料）

④ 地域活動支援センター事業

障害者が通所し、創作的活動や生産活動の機会の提供、地域社会との交流促進などの活動を行う事業

- I 型 精神障害者地域生活支援センターから移行したもので、精神保健福祉士等の専門職員を配置・・・市内では「オアシスの郷」

⑤ 障害者虐待防止支援事業

障害者虐待に関する通報、届出の受理又は相談などを委託して実施

天津市障害者虐待防止センター

天津市浜大津四丁目 1 番 1 号 明日都浜大津 4 階

電話 077-523-7188 FAX 077-523-7559

⑥ 地域生活支援拠点事業(おおつほっとネット事業)

障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けられる、病院や入所施設からの地域移行を進めることができるための支援ネットワークを構築

- ・地域生活支援拠点コーディネーター設置事業(おおつほっとネットコーディネーター設置事業)

緊急時における支援が見込めない障害者等の世帯を事前に把握し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に備えた体制整備を検討するほか、障害者の居住支援、病院や入所施設等からの地域移行アセスメント等を実施する。

- ・事業所名 やまびこ総合支援センター内生活支援センター、
精神障害者地域生活支援センターオアシスの郷、
地域生活サポートセンターじゅふ、障がい児者相談センターみゆう

- ・地域生活支援拠点居室確保事業（おおつほっとネットお泊り事業）

緊急一時的な宿泊、病院や入所施設からの地域移行に向けた体験的宿泊が必要であって、担当相談支援専門員等により居室の確保の協力が得られる事業所が調整できる場合に、居室確保を委託（障害福祉サービス対象外となる場合に限る）。

- ・地域生活支援拠点支援員派遣事業（おおつほっとネットお助け事業）

緊急一時的な支援員派遣が必要であって、担当相談支援専門員等により支援員の派遣の協力が得られる事業所が調整できる場合に、支援員派遣を委託（障害福祉サービス対象外となる場合に限る）。

⑦ 訪問入浴サービス事業

入浴が困難な重度障害者について、浴槽等をもって自宅を訪問し、入浴サービスを行う事業を業者に委託して実施する。(生活保護世帯と市民税非課税世帯は無料, 課税世帯は 500 円)

⑧ 施設入浴サービス事業

入浴が困難な重度障害者について、事業所の浴槽で、入浴サービスを行う事業を事業所に委託して実施する。(生活保護世帯と市民税非課税世帯は 500 円, 課税世帯は 1,000 円)

⑨ 代筆・代読支援員派遣事業

字の読み書きが困難な障害者に対し、代筆又は代読を行う支援員の派遣を業者に委託して実施する。(利用料は無料)

2. 手当、社会的事業所運営費補助等

(1) 特別障害者手当

20 歳以上で身体又は精神に重度の障害を重複して有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者に手当を支給する。

月 額 29,590 円 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

支給月 毎年 5 月、8 月、11 月、2 月

(2) 障害児福祉手当

20 歳未満で、日常生活において常時特別の介護を必要とする者に手当を支給する。

月 額 16,100 円 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

支給月 毎年 5 月、8 月、11 月、2 月

(3) 福祉手当 (経過措置分)

昭和 61 年 3 月 31 日において 20 歳以上の従来の福祉手当受給者であって、特別障害者手当又は障害基礎年金の支給を受けることができない者については、引き続き従来どおり福祉手当を支給する。

月 額 16,100 円 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

支給月 毎年 5 月、8 月、11 月、2 月

(4) 特別児童扶養手当

在宅の中度以上の障害児 (20 歳未満) を養育している者に対し、手当を支給する。

月 額 1 級 56,800 円 2 級 37,830 円 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

支給月 毎年 4 月、8 月、12 月

(5) スモン障害者採暖費支給事業

皮膚温低下のため、年間を通じて採暖費を必要とするスモン障害者に対して、その一部を補助する。

年 間 35,000 円

受給者数 2 名

(6) 在宅重度心身障害者住宅改造費助成事業

風呂、便所等の段差解消等の住宅改造に係る費用の一部について、助成金を交付する。

- ・対象者 在宅の肢体又は視覚の障害者（児）で１級又は２級の者及び療育手帳がＡの者のうち、本人又は扶養義務者の所得が一定以内の者
- ・助成額 住宅改造に係る経費の１/２の額
助成限度額 350,000 円（ただし、日常生活用具給付事業や介護保険の住宅改修の対象となる場合は、250,000 円）

(7) 社会的事業所運営費補助事業（市内４カ所）

- ・１人当たり 月額 75,000 円 ・施設管理費 １事業所 1,000,000 円／年
- ・重度加算 １人月額 4,000 円
- ・事業所名 ねっこ共働作業所、くらしの宝島、印刷工房ルーツ、掃除屋プリ

(8) 滋賀型地域活動支援センター運営費補助事業（大津市内１カ所、市外１カ所）

薬物依存症、社会的ひきこもりなど障害者総合支援法に基づくサービスの対象とならない障害者に対して、日中活動の場を提供する地域活動支援センターへの運営費補助

- ・運営費 １人当たり 74,000 円／月 ・管理費 １センター 1,100,000 円／年
- ・事業所名 びわこダルク、輝

(9) 知的障害者自立生活支援ホーム運営費補助事業（利用者数１人、大津市内０カ所、市外１カ所）

運営費補助 １ホーム 7,564,000 円÷支援ホームの定員×利用延月数÷12/年

支援ホーム名	利用者数
桜 野 ホ ー ム	0 人

支援ホーム名	利用者数
き ぶ か わ	1 人

(10) 重度障害者地域生活支援事業補助

○医療的グループホーム

運営費補助

- ・事業所の従業者以外の者による居宅介護等を利用しない場合
117,000 円×利用者の利用延月数
- ・事業所の従業者以外の者による居宅介護等を利用する場合
事業所の定員により定められている日額×利用者の利用延日数

グループホーム名	利用者数
ケ ア ホ ー ム と も る	8 人
ぽ の ハ ウ ス	6 人

○強度行動障害者グループホーム

運営費補助 3,000 円×補助対象利用者の利用延日数

グループホーム名	利用者数
南 志 賀 ひ ま わ り ホ ー ム	1 人
グ ル ー プ ホ ー ム す ず か	1 人

(11) 働き・暮らし応援センター運営費補助

障害者の企業就労等へ向けた相談支援を行う「おおつ働き・暮らし応援センター」の運営費の一部を補助する。

補助対象： NPO法人おおつ「障害者の生活と労働」協議会

(12) 在宅重度心身障害者（児）紙おむつ給付事業

市内在住の3歳以上、65歳未満の身体障害者手帳1・2級、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級でかつ認知症の診断のある人の内、在宅で恒常的に紙おむつを使用している者であって市民税所得割46万円未満の世帯の者に対し、紙おむつ券（月4,500円分）を給付する。

3. その他、市の単独事業等

(1) タクシー・ガソリン利用助成事業

重度障害者の移動の促進に寄与することを目的とし、タクシー料金又はガソリン料金の一部を助成する。

- ・対象者 市民税非課税世帯に属する者で、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者
- ・助成内容 タクシー利用券又はガソリン助成券のいずれか
 - ・タクシー利用券(1枚500円)を年間28枚(腎臓機能障害1級は年間56枚)
 - ・ガソリン助成券レギュラー80券（軽油の場合は100、ハイオクの場合は70）を年間12枚（腎臓機能障害1級は24枚）

(2) ストマ用装具の本人負担の軽減

日常生活用具の給付については、原則として給付費用の1割が本人負担だが、毎日の消耗品であるストマ用装具の本人負担については市民税所得割46万円未満の世帯は無料とする。

(3) 指定特定相談支援事業所体制整備補助事業

新たに相談支援専門員を雇用又は配置した指定特定相談支援事業者等に対し、サービス等利用計画案等の作成に要する経費の一部を補助する。

(4) 発達障害者相談支援事業

発達障害者が自立した生活を営むことができるために、聞き取り等の相談業務を委託して実施

発達障害者相談支援センターかほん

大津市石山千町270番地の3

電話 077-526-5477 FAX 077-534-4479

4. 大津市立障害者通所施設

(1) やまびこ総合支援センター 所在地 大津市馬場二丁目 13-50

主として知的障害者(児)の複合的通所施設で、在宅生活を支援する生活支援センターを併設している。また、医師、看護師、発達相談員、理学療法士、作業療法士等の専門スタッフを配置し、重度の障害者(児)の受け入れを行っている。

施設名	定員	開設日	内 容
ひまわりはうす	—	月～金 ※土・日	総合在宅福祉サービス事業施設 入浴サービス、日中一時支援(※土曜日・日曜日含む)、ホームヘルプ、ナイトケア ((社福)びわこ学園に管理運営業務委託)
さくらはうす	60 人	月～金	重度障害者を中心とした生活介護施設 ((社福)びわこ学園に管理運営業務委託)
生活支援センター	—	毎日	相談支援、医療支援 ((社福)びわこ学園に管理運営業務委託)

(2) 北部こども療育センター 所在地 大津市和邇中 176-1

市内北部地域を対象に児童発達支援を実施している。

施設名	定員	開設日	内 容
わくわく教室	20 人	月～金	児童発達支援事業(週 2 日から 5 日通園)、保育所等訪問支援事業、居宅訪問型児童発達支援事業
わくわく相談支援事業所	—	月～金	療育利用相談、利用計画の作成業務

(3) やまびここども療育センター 所在地 大津市馬場二丁目 13-50

市内中部地域を対象に児童発達支援を実施している。

施設名	定員	開設日	内 容
やまびこ園	40 人	月～金	児童発達支援事業(週 5 日又は週 2 日通園)、保育所等訪問支援事業、居宅訪問型児童発達支援事業
やまびこ相談支援事業所	—	月～金	療育利用相談、利用計画の作成業務

(4) 東部こども療育センター 所在地 大津市萱野浦 1-11

市内東部地域を対象に児童発達支援及び発達支援療育を実施している。

施設名	定員	開設日	内 容
のびのび教室	40 人	月～金	児童発達支援事業(週 5 日通園)、保育所等訪問支援事業
	18 人		発達支援療育(週 2 日通園)
のびのび相談支援事業所	—	月～金	療育利用相談、利用計画の作成業務

5. 障害者福祉センター

所在地 大津市におの浜四丁目 2-33

事業名	内容
障害者団体等への貸室	障害者団体等の活動のための各部屋の貸し出し
生活支援センター	身体障害者を中心に、福祉サービスの相談支援等
身体障害者デイサービス	絵手紙、歌唱指導、点字訓練等のデイサービスを実施

※ 指定管理者として、社会福祉法人大津におの浜障害者福祉協会に運営委託

生 活 保 護

1. 生活保護のあらまし
2. 保護の動向
3. 生活保護相談・申請・開始・廃止の年度別動向
4. 労働力類型別動向
5. 世帯類型別動向
6. 保護開始理由
7. 保護廃止理由
8. 扶助別、世帯人員数
9. 医療扶助実施状況

生 活 保 護

1. 生活保護のあらし

病気になったり、障害により働けなくなったり、失業等、さまざまな原因で生活に困ることがある。このようなとき、困窮の程度に応じ必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を目的とすることが生活保護制度（憲法第 25 条の規定する理念を具体化したもの）である。

この原理として、

- ① 国家責任による最低生活の保障（生活保護法第 1 条）
- ② 無差別平等（同法第 2 条）
- ③ 健康で文化的な最低生活の保障（同法第 3 条）
- ④ 保護の補足性（同法第 4 条）

の 4 つがあげられる。また個々の要件として、

ア 本人のもつ資産、能力の活用

イ 民法に定める扶養義務の優先履行

ウ 他の法律に定める扶助の極力優先に努める

これらの手段を講じてもなお生活に困るときにはじめて生活保護法が適用される。

保護費は、一般国民の消費水準の向上の度合い等に即して毎年基準の見直しが行われている。

(1) 保護を受けるには

保護を受けるには、まず「保護申請書」が必要である。これは本人又はその扶養義務者、その他の同居の親族による申請（ただし急迫している場合は職権による保護可）のことであり、この申請に基づき世帯単位を原則として、年齢等、国の基準により困窮の程度に応じて必要な保護費を決定する。

(2) 保護の種類

現行では次の 8 種類で、必要に応じ 1 つ又は 2 つ以上の組み合わせにより保護が行われている。

- ① 生活扶助……衣食・その他の日常生活や移送に必要な費用
- ② 教育扶助……教材・学用品・給食・その他義務教育に必要な費用
- ③ 住宅扶助……家賃・家屋の補修・その他住宅の維持のため必要な費用
- ④ 医療扶助……病気の治療に必要な費用
- ⑤ 介護扶助……介護に必要な費用
- ⑥ 出産扶助……出産のために必要な費用（原則として助産施設入所）
- ⑦ 生業扶助……生業に必要な資金・器具・資材及び技能習得に必要な費用、高校就学費用
- ⑧ 葬祭扶助……葬祭を行うのに必要な費用

これらは生活扶助の一部（被服等）と医療扶助、介護扶助を除き、原則として金銭給付である。

また、救護施設の入所者についての施設事務費や、安定した就労の機会を得たことにより保護廃止に至った際に支給される就労自立給付金、保護世帯の子どもが大学等へ進学、または就職した際に支給される進学・就職準備給付金がある。

(3) 保護費の決め方

生活保護は「保護基準」により算出されたその家族の最低生活費とその家族の得た収入から必要な控除を行った後の残額によって決められる。

生活保護基準（最低生活費具体例）

（単位：円）

世 帯 例	扶助の種類	金 額
標準三世帯 (例) 夫 33 歳 妻 29 歳 子 4 歳	生 活 扶 助	158,630
	住 宅 扶 助	51,000
	教 育 扶 助	0
	合 計	209,630
高齢者世帯 (例) 夫 72 歳 妻 67 歳	生 活 扶 助	118,470
	住 宅 扶 助	47,000
	教 育 扶 助	0
	合 計	165,470
母子世帯 (例) 母 30 歳 子 9 歳 子 4 歳	生 活 扶 助	192,080
	住 宅 扶 助	51,000
	教 育 扶 助	3,680
	合 計	246,760

2. 保護の動向

平成5年4月には6.24%であった本市の保護率は、長期にわたる景気の低迷でその後増加傾向に転じた。特に平成21年度以降はリーマンショックの影響による全国的な雇用情勢の悪化を反映して保護世帯が急増し、約10～12%の保護率が続いていた。平成26年度以降はほぼ横ばいの状況から微減の傾向であったが、新型コロナウイルスの影響で微増の傾向を示している。

世帯類型別にみると、令和6年度における構成比は、高齢者世帯が48.73%、母子世帯が5.62%、傷病・障害者世帯が29.25%、その他世帯が16.40%となっている。増加しているのは高齢者世帯であり、その9割が単身者であることから保護からの脱却は難しく、要保護世帯の固定化の要因となっている。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
平均被保護世帯	3,104	3,183	3,248	3,274
平 均 人 員	3,937	4,020	4,091	4,132
平均保護率(%)	11.44	11.67	11.89	12.02

3. 生活保護相談・申請・開始・廃止の年度別動向

区 分	相 談 件 数	申 請 件 数	開 始 件 数	廃 止 件 数
令和2年度	1,216	388	355	332
令和3年度	1,303	436	400	307
令和4年度	1,492	485	420	348
令和5年度	1,485	474	434	370
令和6年度	1,438	448	393	403

4. 労働力類型別動向（各年度平均）

（上段：世帯数 下段：割合）（停止中は除く）

区 分	世帯主が働いている世帯				世帯主不就労 世帯員就労世帯	働いている者 のいない世帯	計
	常 用	日 雇	内 職	その他			
令和2年度	424 14.0%	2 0.1%	2 0.1%	1 0.1%	61 2.0%	2,528 83.7%	3,018 100%
令和3年度	415 13.4%	1 0.1%	2 0.1%	2 0.1%	58 1.8%	2,606 84.5%	3,084 100%
令和4年度	426 13.4%	1 0.1%	2 0.1%	3 0.1%	57 1.8%	2,678 84.5%	3,167 100%
令和5年度	447 13.8%	1 0.1%	3 0.1%	5 0.1%	60 1.9%	2,711 84.0%	3,227 100%
令和6年度	454 13.9%	0 0.0%	4 0.1%	6 0.2%	64 2.0%	2,726 83.8%	3,254 100%

5. 世帯類型別動向（各年度平均）

（世帯数）（停止中は除く）

区 分	高 齢 者	母 子	傷 病 障 害		そ の 他	計
			傷 病	障 害		
令和2年度	1,496	201	369	458	494	3,018
令和3年度	1,538	196	386	467	497	3,084
令和4年度	1,570	185	397	504	511	3,167
令和5年度	1,574	187	420	521	525	3,227
令和6年度	1,585	183	433	519	534	3,254

6. 保護開始理由

（上段：世帯数 下段：割合）

区 分	世帯主の傷病	世帯員の傷病	働 き 手 と 死 別 ・ 離 別	就労収入の 減 少	年金等不労 収 入 減 少	そ の 他	合 計
令和2年度	21 5.9%	1 0.3%	3 0.9%	70 19.7%	222 62.5%	38 10.7%	355 100%
令和3年度	30 7.5%	3 0.7%	3 0.7%	41 10.3%	258 64.5%	65 16.3%	400 100%
令和4年度	40 9.5%	2 0.5%	7 1.7%	36 8.6%	274 65.2%	61 14.5%	420 100%
令和5年度	47 10.8%	3 0.7%	8 1.8%	48 11.1%	254 58.5%	74 17.1%	434 100%
令和6年度	27 6.9%	3 0.8%	3 0.8%	19 4.8%	254 64.6%	87 22.1%	393 100%

7. 保護廃止理由

(上段：世帯数 下段：割合)

区 分	世帯主の 傷病治癒	世帯員の 傷病治癒	死 亡	就労収入 の 増 加	働き手の 転 入	年金等の 不労収入増	施設入所	医 療 他法負担	その他	合 計
令和 2 年度	0 0.0%	0 0.0%	127 38.3%	56 16.9%	2 0.6%	14 4.2%	12 3.6%	2 0.6%	119 35.8%	332 100%
令和 3 年度	0 0.0%	0 0.0%	130 42.5%	39 12.7%	1 0.3%	8 2.6%	15 4.8%	2 0.6%	112 36.5%	307 100%
令和 4 年度	0 0.0%	0 0.0%	117 33.7%	46 13.2%	0 0.0%	4 1.1%	17 4.9%	0 0.0%	164 47.1%	348 100%
令和 5 年度	0 0.0%	0 0.0%	159 43.0%	36 9.7%	0 0.0%	5 1.3%	8 2.2%	0 0.0%	162 43.8%	370 100%
令和 6 年度	0 0.0%	0 0.0%	145 36.0%	50 12.4%	1 0.3%	6 1.5%	5 1.2%	5 1.2%	191 47.4%	403 100%

8. 扶助別、世帯人員数(各年度平均)

(上段：世帯数 下段：人員数)

区 分	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	施 設
令和 2 年度	2,605 3,382	2,630 3,405	186 268	660 685	2,747 3,424	0 0	77 88	5 5	45 45
令和 3 年度	2,661 3,407	2,688 3,425	166 240	699 731	2,791 3,432	1 1	75 85	3 3	44 44
令和 4 年度	2,726 3,476	2,766 3,500	150 218	728 757	2,867 3,517	1 1	68 78	5 5	47 47
令和 5 年度	2,774 3,519	2,824 3,558	145 219	754 782	2,895 3,542	3 3	64 74	4 4	45 45
令和 6 年度	2,792 3,550	2,846 3,575	157 242	798 823	2,896 3,538	5 5	68 73	6 6	43 43

9. 医療扶助実施状況(令和 6 年度平均)

区 分	入 院			入 院 外			合 計
	精 神	その他	計	精 神	その他	計	
人 員 (人)	45	123	168	22	3,348	3,370	3,538
比 率 (%)	1.2%	3.5%	4.7%	0.6%	94.6%	95.3%	100%